

2025年12月25日

### 全終協による入会審査基準とは ③

いざというときに頼れる身寄りがない方に向けたサービスを提供する事業者の、日本初の業界団体である「一般社団法人 全国高齢者等終身サポート事業者協会」（略称：全終協）では、この事業を健全に、適切に運営していくことのできる事業者を、事実上の優良事業者としてリスト化していくための「入会審査基準」を作成しています。

2024年6月に国が発出した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をベースにしつつ、全終協の正会員となるために必要とされる「入会審査基準」について、今回は4点目の「利用者の判断能力低下時の体制構築」について解説します。



高齢者等終身サポート事業においては、前回「契約締結方法・過程」においてお伝えした、契約時点での判断能力の確認は当然のこととして、利用者が逝去したその先まで長い契約期間の中で、利用者の判断能力が低下する場面が訪れることは決して少なくありません。そのときに事業者として、どんな体制で利用者の意思決定支援と、その実行支援に当たるのかということが、入会審査において問われることとなります。

今後、**成年後見制度**に関する法改正が予定されていますが、現時点での仕組みに従えば、たとえ利用者が心身ともに元気なときに契約をしていたとしても、判断力が低下した後に利用者の財産を管理し、生活の維持に関する重要な契約締結の意思決定に関わる場合には、成年後見制度を利用しなければなりません。

判断力が十分な時期に利用者との間で**任意後見契約**（事前の後見人となる人を予約しておく契約）を締結していたとすれば、高齢者等終身サポート事業者として、利用者の見守りを行っている中で利用者の判断力低下を認識した場合には、任意後見契約の効力を発生させる手続きを進めるべきです。また、終身サポートサービスの中に任意後見契約が組み込まれていない場合でも、法定後見制度の利用に移行すべきです。判断力の低下を認識しているにもかかわらず、重要な財産管理や契約締結を成年後見制度を利用せずに継続する体制は、適切とは言えません。

法定後見制度を利用する際には、家庭裁判所への申立てをする申立人となり得る四親等以内の親族が必要ですから、終身サポート事業者との契約時には、四親等以内の親族のうち利用者本人に後見人選任が必要になったときに申立人になってくれる人の連絡先や、その同意をいただおくことが必要となるでしょう。申立人となり手続きをしてくれる四親等以内の親族がいないということであれば、その旨の申し出と、その時点の居住地における首長による申立を行わなければならない旨の説明を、契約時の利用者本人に行うべきです。

さらに、任意後見であるか法定後見であるかに関わらず、後見人等を選任する必要が生じたという状況を、高齢者等終身サポート事業者がどのような見守り方法で発見し認識するのか、というルートづくりも重要です。

このように、長期間にわたる契約の途中で、利用者の心身の変化を察知し、必要に応じて適切に後見制度の利用に繋げていく道すじを描けているかどうかが、全終協の正会員入会審査において重視されるポイントとなります。

次回は、5点目「死後事務委任契約における預託金」について解説します。